

## IV 障害者雇用に対する支援策及び支援機関

### 1 障害者雇用のための助成支援措置

障害者の雇用を促進するために、事業主に対する助成金や税制上の優遇措置などの、様々な支援制度があります。

(1) 障害者雇用のための助成金		【問合せ先】ハローワーク・愛知労働局
① トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)	障害者雇用への不安を解消するため、ハローワーク等の紹介により障害者に対し原則3か月間の試行雇用を行う事業主に対し助成。 障害者1人につき、月4万円の助成金を支給。 なお、精神障害者に対しトライアルを行う場合、原則6ヶ月の試行雇用を行う。精神障害者一人につき、開始から3ヶ月間は月8万円、以降は月4万円の助成金を支給。【※】 【※】助成金額など概要はP22をご覧ください。	
② トライアル雇用助成金 (障害者短時間トライアルコース)	ハローワーク等の紹介により障害特性等により直ちに週20時間以上の就業で働くことが困難な精神障害者又は発達障害者を対象に、3ヶ月以上12ヶ月以内で週10時間以上20時間未満の試行雇用を行う事業主に対し助成。 精神障害者又は発達障害者1人につき、月4万円の助成金を支給。	
③ 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	障害者などの就職が特に困難な者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対し助成。	
④ 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	発達障害者又は難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対し助成。	

※問合せ先：①、② ハローワーク/ ③～④ ハローワーク、愛知労働局

(2) 障害者雇用納付金制度に基づく助成金		【問い合わせ先】独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部
障害者作業施設設置等助成金	雇入れ又は継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服するため、作業しやすいような施設等の設置・整備を行う事業主に対し助成。	
障害者介助等助成金	雇入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置を行う事業主に対して助成。	
職場適応援助者助成金	職場適応援助者(*)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成。(同一の企業在籍型職場適応援助者については申請事業所ごとで1回まで)  (*) ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者	

## ◆愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金

障害者の雇用の経験のない中小・小規模企業が、障害者を初めて雇用した場合（過去3年間に対象労働者の雇用実績が無い場合も含む。）に奨励金を支給する制度です。

※就労継続支援A型の事業を実施している事業主は対象外です。

### ○支給額（1事業主当たり）

対象労働者の区分	支給額
短時間労働者以外の労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円

※短時間労働者以外の労働者とは1週間の所定労働時間が30時間以上の者、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。

### ○申請期限

対象障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から起算して2か月以内に必要書類を添えて支給申請書を提出することが必要です。

### ○支給要件・申請方法など

愛知県就業促進課のWebサイトに掲載の「申請の手引き」をご覧ください。

【Webサイト】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html>

【提出先・問合せ先】愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 電話 052-954-6367

## ◆障害者トライアル雇用制度

### 「障害者トライアル雇用」による、障害者の雇用のきっかけづくり

「障害者トライアル雇用」は、障害者を試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、継続雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。この制度の利用に当たっては、「トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）」を受けることができます。事業主の皆さまには、「障害者トライアル雇用」を積極的に活用していただくようお願いいたします。

また、職業紹介事業者から障害者トライアル雇用の紹介を受けた場合も助成金の支給対象となります。

### 助成金の支給額

対象者1人当たり：【精神障害以外の障害者】月額最大4万円（助成期間…最長3か月）  
【精神障害者】最初の3か月…月額最大8万円、次の3か月…月額最大4万円  
（助成期間…最長6か月）

事前に障害者トライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者※1に提出し、これらの紹介によって、対象者を有期雇用により雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

※1 トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いについて同意書を労働局に提出している職業紹介事業者

### 「障害者トライアル雇用」の対象者

「障害者の雇用の促進等に関する法律 第2条第1号」に規定する障害者に該当する方（障害の原因や種類は問いません）で、次のいずれかの要件を満たし、紹介日に障害者トライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

### Q 短時間で働ける障害者を試行的に雇用する場合には？

A 精神障害者や発達障害者で、1週間に20時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合に、短時間（10～20時間）の試行雇用から開始し、障害者の職場への適応状況や体調などに応じてトライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度もあります。

- ◆助成金の支給額は、1人当たり、月額最大4万円（最長12か月間）
- ◆「障害者短時間トライアル雇用」専用求人提出が必要で。

## ◆障害者を雇い入れた場合の税制上の優遇措置

障害者を雇用する事業所は、所得税法及び法人税法並びに地方税法により税制上の優遇措置があります。

### (1) 国税に関する概要

項目	要件	内容	問合せ先
助成金の非課税措置(所得税及び法人税)	<p>国や地方公共団体の補助金、給付金、障害者雇用納付金制度に基づく助成金<sup>※</sup>の支給を受け、それを固定資産の取得または改良に使った場合</p> <p>※障害者雇用納付金制度に基づく助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者作業施設設置等助成金</li> <li>・障害者福祉施設設置等助成金</li> <li>・重度障害者等通勤対策助成金</li> <li>・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金</li> </ul>	<p>(所得税) 固定資産の取得等に充てられた返還を要しない助成金の額は、確定申告書に所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)の適用を受ける旨、同条の規定により総収入金額に算入されない金額、その他必要事項の記載がある場合に限り、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。</p> <p>(法人税) 交付を受けた助成金で取得等した固定資産の帳簿価額を圧縮記帳により減額等したときは、確定申告書に圧縮記帳による圧縮額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、減額等した金額は損金算入できる。</p>	税務署

### (2) 固定資産税・事業所税に関する概要

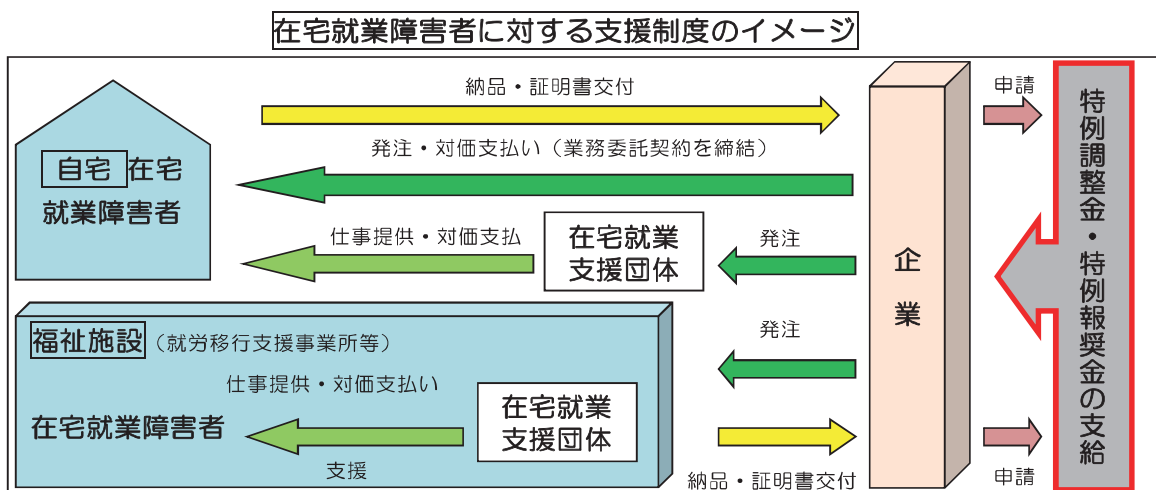
項目	要件	内容	問合せ先
固定資産税の軽減措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雇用障害者数が20人以上 ※1</li> <li>2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1</li> <li>3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金を受給して、令和5年3月31日までの間に取得した事業用家屋(作業の用に供するものに限る。)</li> </ol>	課税標準となるべき価格の1/6に相当する額に障害者雇用割合を乗じた額を減額 令和5年3月31日までの間に取得したものに係る当初5年度分	市町村
事業所税の軽減措置	障害者を雇用	従業員割の事業所税については、従業員給与総額の算定及び免税点の判定において障害者は従業員から除く	名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 豊田市
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雇用障害者数が10人以上 ※2</li> <li>2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1</li> <li>3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の受給(資産割の事業所税)</li> </ol>	資産割の事業所税については、課税標準となるべき当該事業所の床面積から1/2に相当する面積を控除	

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

※2 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

## ◆在宅就業障害者支援制度

障害者の多様な就労形態に対応する支援策のひとつとして、「在宅就業障害者支援制度」があります。在宅就業する障害者へ（直接あるいは厚生労働大臣が登録した在宅就業支援団体（※）を通して）仕事を発注した企業に対し、障害者雇用納付金制度（p10）において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。



特例調整金・特例報奨金の支給については、在宅就業契約報告書・支給申請書の提出が必要です。詳細は下記までお問い合わせ下さい。

【問合せ先】 (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齡・障害者業務課  
電話 052-218-3385

※在宅就業支援団体の厚生労働大臣による登録について

福祉施設を運営する法人が在宅就業支援団体として登録を受け、福祉施設を利用する障害者に対し、仕事の提供・対価の支払等を行う場合も対象となります。

登録団体については下記にお問い合わせください。

【問合せ先】 愛知労働局職業対策課 電話 052-219-5507

## ◆優先発注制度

愛知県では、平成16年より障害者の雇用に努める企業から、県が発注する物品等及び役務の優先的な調達に努めています。

なお、この制度の適用を受けるには、事前に登録が必要です。登録は愛知県労働局就業促進課で随時受け付けています。

☆対象となる企業☆

県内に本店を有する中小企業又は県内の事業協同組合等で、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）の雇用率が4.6%以上の企業であること

※対象物品等及び役務の業務分類は、愛知県労働局就業促進課のWebサイトに掲載しています。

【問合せ先】 愛知県労働局就業促進課 電話 052-954-6367

## 2 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業等

労働局やハローワーク（公共職業安定所）が中心となって、企業と障害者やその保護者、就労支援機関、特別支援学校の教職員等と連携を図り、企業での就労に対する不安感を払拭し、就労への理解促進を図るため様々な取り組みを行っています。ここでは、「障害者職場実習」について紹介します。

### ◇ <障害者職場実習について>

#### 1 目的

障害者雇用について不安を抱えている企業と企業への就労に対して不安を抱えている障害のある求職者の不安解消のために、企業において職場実習を体験することを通して、相互理解を深め、障害者雇用を一層促進することを目的に実施するものです。

#### 2 概要

- (1) 実習対象事業所  
障害者雇用について不安を抱えており、各種社会保険等に加入している事業所を対象とします。
- (2) 実習期間  
概ね5日から10日間程度です。
- (3) 実習時間  
1日3時間から8時間程度です。
- (4) 実習内容  
危険な作業を伴わないもの。
- (5) 指導者の選任  
実習のための指導者を選任していただきます。
- (6) 賃金などの支払  
実習のため、賃金、通勤手当など支払いはありません。
- (7) 傷害・賠償責任保険  
障害者就労支援機関もしくは労働局において、実習中の事故等に備えた傷害保険に加入します。
- (8) 実習実施のための協力謝金  
従業員300人以下規模または障害者法定雇用率未達成の実習事業所へは、労働局から1人1日あたり2,000円（上限2万円）の協力謝金をお支払いします。
- (9) その他  
この実習は、就職を前提としたものではありません。

#### 3 職場実習対象者

ハローワークに求職登録している障害者で、障害者就労支援機関を利用している方です。

#### 4 職場実習までの流れ

- (1) 就労支援機関から事業所に職場実習の実施をお願いします。就労支援機関、本人及び実習先事業所との間で、障害特性等を踏まえた実習の内容・時間・日数などを検討していただきます。
- (2) 実習が決定したら「障害者職場実習実施計画書」及び、「障害者職場実習受入同意書（事業所用）」を作成し、就労支援機関へ提出してください。

#### 5 職場実習終了後について

- (1) 職場実習終了後、「障害者職場実習実施結果報告書」を作成・証明していただき、障害者就労支援機関へ提出していただきます。
- (2) 職場実習協力謝金の対象事業所においては、併せて「振込口座指定届」を就労支援機関へ提出してください。

実習の受け入れにご協力をお願いします。

実習に関する問い合わせ先：最寄りのハローワーク（P40）